

役員報酬方針

1. 基本方針

(1) 取締役（社外取締役を除く。）の報酬

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、職務執行の対価としての固定報酬（月額報酬）と当該事業年度の連結業績と連動した報酬（金銭賞与）及び長期インセンティブ報酬としての非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成する。

これらの各報酬の比率の目安は、以下のとおりとする。

報酬項目	固定報酬	変動報酬	
	月額報酬	金銭賞与	譲渡制限付株式報酬
設定目安(割合)	67.5%	20%	12.5%

(2) 社外取締役及び監査役の報酬

① 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬（月額報酬）のみで構成する。具体的な報酬額は、社内取締役の報酬における固定報酬の決定方法に準じて決定する。

② 監査役の報酬

高い独立性の観点から、月額報酬のみで構成する。具体的な報酬額は、監査役の協議により決定する。

2. 取締役（社外取締役を除く。）に関する報酬の決定方法等

(1) 固定報酬

固定報酬（月額報酬）は、株主総会の決議により決定した取締役の報酬限度額の範囲内において、予め定められた役員報酬月額基準表に従い適切に算定し、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会の決議により決定する。

(2) 業績連動報酬（金銭賞与）

業績連動報酬（金銭賞与）は、当該事業年度の連結業績に応じて賞与基礎額を設定した

うえで、各取締役の貢献度を、営業利益・受注・ROE・ESGの種別ごとに、以下の計算式を用い、代表取締役社長が評価したうえで、報酬枠の範囲内で各取締役の具体的な金額を設定し、役員等人事会議及び指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決議する。

支給区分	対象	ウェイト	支給額計算方法
短期インセンティブとしての支給分	・取締役(事業所長 又はグループ会社 社長の職に就く者)	30%	①賞与基礎額×30%×② 連結営業利益係数
		20%	①賞与基礎額×20%×② 委嘱先利益係数と委嘱先 受注係数の平均値
	・取締役(事業部門 担当又は国際担当 の職に就く者)	30%	①賞与基礎額×30%×② 連結営業利益係数
		20%	①賞与基礎額×20%×② 委嘱先受注係数
	・上記以外の取締 役	50%	①賞与基礎額×50%×② 連結営業利益係数
長期インセンティブとしての支給分	全取締役	50%	①賞与基礎額×50%×③ ROE評価指数
		+20%	①賞与基礎額×20%×④ ESG評価指数

(3) 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）

非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、役位に応じて付与株式数を算定し、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会決議により決定する。また、譲渡制限期間は、役員退任時までとする。

なお、非金銭報酬（譲渡制限付株式）については、①当社の承諾を得ずに当社グループと競合する企業の業務に従事した場合、②不正会計や巨額損失等により当社グループに損害を与えた場合、③その他無償で取得すべきと当社が判断した場合には、取締役会の審議を経て、付与した全ての株式について、当社が無償で取得することができる旨の条項を設ける。

以上